

第5 経理の状況

1. 財務諸表の作成方法について

当機構の財務諸表は、通則法、機構法、独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成15年厚生労働省令第148号）、その他の当機構の財務及び会計に関する適用又は準用される法令、業務方法書及び会計規程に準拠して作成されます。

2. 当機構の財務

(1) 経理の特徴

当機構では、機構法第15条、機構法附則第5条の2第5項、第5条の3第2項及び第5条の5第2項に基づき、以下に係る業務を区分して経理しております。

- ① 福祉貸付事業に関する業務、医療貸付事業に関する業務、社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の開設者に対する経営診断・指導事業に関する業務、福祉保健医療情報サービス事業に関する業務、社会福祉振興事業者に対して助成を行う業務、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及・研修を行う業務及びこれらに附帯する業務（一般勘定）
- ② 社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当金の支給に関する業務及びこれに附帯する業務（共済勘定）
- ③ 都道府県等が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務及びこれに附帯する業務（保険勘定）
- ④ 年金住宅融資等債権の管理・回収を行う業務及びこれに附帯する業務（承継債権管理回収勘定）
- ⑤ 厚生年金保険法又は国民年金法に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保とした小口の資金の貸付けに係る債権の管理・回収を行う業務及びこれに附帯する業務（年金担保債権管理回収勘定）
- ⑥ 労働者災害補償保険法に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保とした小口の資金の貸付けに係る債権の管理・回収を行う業務及びこれに附帯する業務（労災年金担保債権管理回収勘定）
- ⑦ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号）に基づく、補償金等の支払及びこれに附帯する業務（旧優生保護法補償金等支払等勘定）
- ⑧ ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）に基づく、補償金の支払及びこれに附帯する業務（ハンセン病元患者家族補償金支払等勘定）

(2) 財務諸表の作成

- ① 当機構は、通則法第38条第1項により、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされております。
- ② 当機構は、通則法第39条により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないとされております。なお、同法第40条により、会計監査人は、主務大臣が選任することとされております。
- ③ 当機構は、通則法第38条第1項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、同法第38条第3項により、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならないとされております。

(3) 利益の処分及び損失の処理

- ① 当機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、通則法第44条第1項又は第3項の積立金として整理しなければならないとされております。
- ② 当機構は、通則法第44条第2項により、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、同条第1項による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならないとされております。

(参考) 民間の会計基準との主な相違は次のとおりです。

区分	独立行政法人会計基準等	民間の会計基準
退職給付引当金	一般勘定、共済勘定及び保険勘定については、「独立行政法人会計基準」に基づき引当金を計上するとともに、引当金見返を計上している。 その他の勘定については、引当金の計上のみとしている。	「退職給付に関する会計基準」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」に基づく会計処理による。
賞与引当金	同上	翌事業年度に支給される賞与であって、当期の勤務に係る部分について計上する。
法令に基づく引当金等	厚生労働省令第 15 条に基づき、共済勘定においては支払資金、保険勘定においては責任準備金を負債として計上している。	将来の支出の増加又は収入の減少であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に計上する。
特定の償却資産の減価に係る会計処理	当機構が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額している。	償却資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用に計上する。

3. 監査証明について

当機構の財務諸表は、通則法第 38 条第 2 項により、監査報告及び会計監査報告を添付しなければならないとされています。

4. 連結財務諸表について

当機構では、連結の対象となる特定関連会社は存在しないため、連結財務諸表は作成しておりません。

5. 財務諸表等

以下、当機構における令和 6 年度及び令和 5 年度財務諸表を掲載しております。